

平成 2 8 年度高浜地域における合同原子力
防災訓練

未定稿

実施成果報告書

平成 2 8 年 月

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

福井県

京都府

滋賀県

関西広域連合

目 次

はじめに エラー! ブックマークが定義されていません。

第1節 平成28年度原子力防災訓練の概要エラー! ブックマークが定義されていません。

| | |
|----------------------|---|
| 1 目的 | 3 |
| 2 実施時期 | 3 |
| 3 防災訓練の対象となる事業所..... | 3 |
| 4 実施場所等 | 3 |
| 5 参加機関 | 3 |
| 6 実施概要 | 5 |

第2節 平成28年度原子力総合防災訓練の評価..... 6

| | |
|----------------|---|
| 1 評価目的 | 6 |
| 2 評価要領 | 6 |
| 3 訓練評価の概要..... | 6 |

第3節 訓練項目ごとの細部実施要領及び評価..... 6

| | |
|---|----|
| 1 国及び関係地方公共団体の訓練..... | 6 |
| 1. 1 緊急時体制確立訓練..... | 6 |
| 1. 2 高浜オフサイトセンター運営訓練..... | 7 |
| 1. 3 緊急時モニタリング実施訓練 エラー! ブックマークが定義されていません。 | |
| 2 関係地方公共団体が参加主体となる訓練..... | 9 |
| 2. 1 P A Z及び予防避難エリア内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練 | 11 |
| 2. 2 P A Z及び予防避難エリア内住民の避難等実施訓練 | 13 |
| 2. 3 U P Z内住民の屋内退避実施訓練..... | 15 |
| 2. 4 U P Z内一部住民の一時移転実施訓練..... | 16 |

第1節 平成28年度原子力防災訓練の概要

1 目的

高浜地域における合同原子力防災訓練は、原子力災害の対応体制を検証することを目的として、原子力緊急事態を想定して、国、福井県、京都府、滋賀県及び関西広域連合が合同で実施する訓練である。

平成28年度の原子力防災訓練は、以下を目的として実施した。

- (1) 国、地方公共団体における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- (3) 訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- (4) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

平成28年8月27日（土）8：00～15：00

3 防災訓練の対象となる事業所

関西電力株式会社 高浜発電所

4 実施場所等

福井県庁、京都府庁、滋賀県庁、関西広域連合広域防災局（兵庫県庁）、福井県高浜原子力防災センター、福井県高浜町、小浜市、おおい町、若狭町、京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町、伊根町、滋賀県高島市、兵庫県宝塚市、三田市、丹波市 等

5 参加機関

5.1 指定行政機関等

内閣府、海上保安庁、防衛省、原子力規制委員会 等

5.2 指定地方行政機関等

中部管区警察局福井県情報通信部、気象庁福井地方气象台、気象庁彦根地方气象台、気象庁京都地方、海上保安庁第八管区海上保安本部、同美保航空基地、敦賀海上保安部、小浜海上保安署、陸上自衛隊中部方面総監部、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第1ヘリコプター団、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第3特殊武器防護隊、陸上自衛隊第3戦車大隊、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、自衛隊福井地方協力本部

5.3 地方公共団体等

福井県、京都府、滋賀県、関西広域連合、福井県高浜町、小浜市、おおい町、若狭町、京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町、滋賀県

高島市、福井県敦賀市、美浜町、越前市、鯖江市、越前町、京都府八幡市、兵庫県、兵庫県宝塚市、三田市、滋賀県長浜市、徳島県

福井県警察本部、敦賀警察署、小浜警察署、京都府警察本部、舞鶴警察署、綾部警察署、宮津警察署、南丹警察署、滋賀県警察本部、兵庫県警察本部、宝塚警察署、三田警察署、丹波警察署

若狭消防組合消防本部、敦賀美方消防組合消防本部、福井市消防局、福井県内各消防本部、若狭消防組合高浜消防団、若狭消防組合おおい消防団、若狭消防組合上中消防団、舞鶴市消防本部、舞鶴市東大浦消防団、舞鶴市西大浦消防団、綾部市消防本部、綾部市消防団、宮津与謝消防組合消防本部、湖北地域消防本部、高島市消防本部、宝塚市消防本部、三田消防本部

福井県教育委員会、高浜町教育委員会、小浜市教育委員会、若狭町教育委員会

5. 4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸支社、北陸地方非常通信協議会、(株)バロー

5. 5 指定地方公共機関等

(公社)福井県バス協会、中日本高速道路(株)金沢支社、西日本高速道路(株)関西支社、その他バス事業者、(一社)福井県トラック協会

5. 6 訓練対象原子力事業者

関西電力株式会社

5. 7 その他

(一社)福井県医師会、日本赤十字社福井県支部、(公社)福井県診療放射線技師会、(一社)福井県薬剤師会、福井県立病院、福井赤十字病院、国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院、地域医療機能推進機構若狭高浜病院、公立丹南病院、越前町国民健康保険織田病院、レイクヒルズ美方病院、広島大学、福井県透析施設ネットワーク、日本赤十字社京都府支部、福知山市民病院、舞鶴赤十字病院、東舞鶴医誠会病院、綾部市立病院、(一社)京都府薬剤師会、(一社)与謝医師会、(公社)京都府放射線技師会

地域医療機能推進機構若狭高浜病院、(福)友愛会、(福)松寿会、(医)明峰会、(福)敬仁会、(福)ふくい福祉事業団、(福)光道園、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、若狭町社会福祉協議会、美浜町社会福祉協議会、特別養護老人ホーム長寿苑

福井県無線漁業協同組合、福井県漁業協同組合連合会、敦賀市漁業協同組合、美浜町漁業協同組合、若狭三方漁業協同組合、大島漁業協同組合、若狭高浜漁業協同組合、河野村漁業協同組合、小浜市漁業協同組合、雄島漁業協同組合、三国港漁業協同組合、三国港機船底曳網漁業協同組合、福井市漁業協同組合、越廼漁業協同組合、

越前町漁業協同組合、日本原子力発電株式会社、関電プラント株式会社

5. 8 訓練参加者数

約9,200人

防災業務従事者（政府機関、地方公共団体等） 約2,000人

住民 約7,200人

[内訳] 福井県 約3,900人（うち避難者 約720人）
京都府 約3,300人（うち避難者 約410人）
滋賀県 UPZ内住民なし

6 実施概要

6. 1 事故想定

平成28年8月27日、関西電力㈱高浜発電所3号機が定格熱出力一定運転中、若狭湾沖における地震発生により外部電源が喪失し原子炉が自動停止するとともに、全交流電源が喪失。その後原子炉冷却材が漏えいし、かつ非常用炉心冷却装置による注水不能により、全面緊急事態となる。

さらに事態が進展して放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。（4号機は、地震発生により外部電源が喪失し原子炉が自動停止した後、発生した直流電源系統の不具合を復旧し低温停止に移行、安定となる）

6. 2 訓練計画概要

「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、福井県住民が京都府内に設置する避難退域時検査場所（綾部市）を經由して、避難先である兵庫県（宝塚市、三田市）に避難する県を跨ぐ広域避難訓練を実施する。また、複合災害に対応し、崖崩れ等による通行不能箇所に対する障害物排除訓練等も実施する。

6. 3 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、以下の3段階の訓練を実施した。

第1段階：原子力事業者から原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第10条通報（施設敷地緊急事態）を受け、現地事故対策連絡会議を開催し、施設敷地緊急事態要避難者への避難要請、また、避難の実施により健康リスクが高まる者への屋内退避の要請、PAZ圏内及びPAZに準じた避難を行う地域の避難準備指示がされ、民間輸送機関、自衛隊等の実動組織の支援を受けつつ避難を行う。

第2段階：原子力事業者からの原災法第15条通報（全面緊急事態）を受け、原子力緊急事態宣言、避難指示、公示が行われ、第1回原子力災害合同対策協議会を開催し、

P A Z 圏内の避難、U P Z の屋内退避が指示され、民間輸送機関、自衛隊等の実動組織の支援を受けつつ避難を行う。

第3段階：初めてのO I L 2 超が確認されてから約24時間経過の下、第2回原子力災害合同対策協議会を開催し、一週間程度以内の一時移転の指示がされ、民間輸送機関の支援を受けつつ移転を行う。また、第3回原子力災害合同対策協議会において、P A Z 及びP A Z 圏に準じた避難を行う地域の避難状況、U P Z 屋内退避の状況について報告を行う。

第2節 平成28年度原子力防災訓練の評価

1 評価目的

平成28年度原子力防災訓練において、国、地方公共団体、原子力事業者等が事態の進展に応じて行う応急対策業務等に係る活動状況の評価することにより、防災体制の実効性の確認及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証並びに改善等に資することを目的として、訓練評価を実施した。

2 評価方法

原子力防災に関する知見、実務経験又は訓練評価経験等を有する者をもって評価員を構成した。

3 訓練評価の概要

自己評価、外部評価により、原子力防災に係る組織体制や本訓練の訓練計画等に対する評価を実施した。

- ① 自己評価は、各訓練拠点の訓練参加者（訓練参加住民含む。）のアンケートにより訓練における課題、改善点等を抽出した。
- ② 外部評価は、訓練評価専門官及び原子力防災専門官により一部の訓練について訓練参加者の活動を「評価チェックシート」及び観察による気づきを記録することにより行った。

第3節 訓練項目ごとの細部実施要領及び評価

1 国、関係地方公共団体共通の訓練

1.1 緊急時体制確立訓練

1.1.1 目的

初動体制を迅速に構築し初期対応を的確に実施するため、原子力災害対策本部から原子力災害合同対策協議会の設置・運営等の訓練を行う。

1.1.2 参加機関

内閣府、海上保安庁、防衛省、原子力規制委員会、関係地方公共団体、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（関西電力株式会社）等

1.1.3 訓練内容

(1) 施設敷地緊急事態

原子力事業者より施設敷地緊急事態の通報を受け、内閣府（原子力防災担当）OFCへの内閣府副大臣をはじめとする内閣府（原子力防災担当）及び原子力規制庁職員、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「原子力事故対策本部」という。）の設置等を行う。

(2) 全面緊急事態

原子力事業者からの全面緊急事態の通報を受け、内閣府（原子力防災担当）は、原子力災害対策本部等の設置等に係る措置を行う。

1. 1. 4 訓練実施成果

(1) OFC

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態要避難者の避難状況を把握するとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の作成を進めた。内閣府副大臣（原子力防災）の到着に合わせて現地事故対策連絡会議を開催し、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況や、同実施方針（案）を確認して引き継ぎ（指揮転移）を行い、同実施方針（案）を決定した。

(全面緊急事態)

本部長を内閣府副大臣（原子力防災）、事務局長を内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）とする原子力災害現地対策本部を設置し、体制を確立した。第1回合同対策協議会を開催し、全面緊急事態における防護措置の実施方針を発動して現地における対応を進めた。

【良好な事項】

【改善すべき事項】

【処置・対策】

1. 2 高浜オフサイトセンター運営訓練

1. 2. 1 目的

原災法第12条第1項で規定する緊急事態応急対策等拠点施設の運営訓練を実施する。

1. 2. 2 参加機関

内閣府、海上保安庁、防衛省、原子力規制委員会、関係地方公共団体、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（関西電力株式会社）等

1. 2. 3 訓練内容

(1) 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態発生に伴い、原子力防災専門官が中心となり、各機能班等の参集者を統括し、初動対応を開始するとともに、関係機関間の情報共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。また、現地に派遣した関係省庁及び関係地方公共団体等の要員到着後、現地における詳細な情報を共有するため、愛媛県、関係地方公共団体等の参加による現地事故対策連絡会議を開催する

(2) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態発生後は、内閣府副大臣（原子力防災）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地対応の総合調整に係る本部運営を行う。

(3) 原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生を受け、政府の原子力災害現地対策本部、愛媛県災害対策本部、原子力事業者等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の調整、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

1. 2. 4 訓練実施成果

(1) 現地事故対策連絡会議の運営

8：00の原災法10条通報を受け、8：10に現地対策本部を設置した。8：10に第1回現地事故対策連絡会議を開催して、参集した原子力規制庁等現地職員、県及び重点市町職員に対し、同通報の内容、プラントの状況、国からの避難要請等について情報共有した。また、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）について確認し、避難の対象施設及び対象者数、避難先・避難ルート、移動手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等を確認した。

8：50前に内閣府副大臣（原子力防災）をはじめとする国の職員が到着し、状況報告を実施した。

(2) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

8：55の原災法15条通報後の全面緊急事態発生後は、内閣府副大臣（原子力防災）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置した。

(3) 原子力災害合同対策協議会の運営等

(ア) 内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を設置して、9：10に第1回目の会議を開催し、先に決定した全面緊急事態における防護措置の実施方針を確認するとともに、PAZ及びPAZ圏内に準じた避難を行う地域住民への安定ヨウ素剤の配布・服用、避難指示。UPZ圏内の屋内避難指示を実施し、関係市町の対応状況について情報共有し

た。

14:00に第3回原子力災害合同対策協議会を開催し、PAZ及びPAZ圏内に準じた避難を行う地域住民の住民避難状況を確認した。

(イ) UPZ内一部住民の一時移転

初めてOIL2超過が確認されてから約24時間経過後の下、9:35に第2回原子力災害合同対策協議会を開催し、UPZ内一部住民の一時移転について、対象地区数・対象者数、避難先・避難ルート、住民の移動手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等を確認し、一時移転等の実施方針(案)を決定した。

14:30に第3回原子力災害合同対策協議会を開催し、一時移転の実施状況について確認した。

ウ OFC各班の主要業務

(ア) OFCの立ち上げから原子力規制庁現地職員、県及び重点市町の職員が概ね参集するまでの間(情報収集・情報共有主体の活動)

総括班の原子力防災専門官を中心に、資機材の立ち上げをはじめ、ERC、関係各地方公共団体との通信系の確認、内外の情報収集等を主体とする活動を行った。プラントチームは、情報共有の活動を行った。住民安全班、医療班などその他の班は、関係府県及び市町の災害対策本部からの避難等における要請事項を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)について情報共有するなどの活動を行った。

(イ) 内閣府副大臣(原子力防災)到着後(現地指揮所としての活動開始後)

内閣府副大臣(原子力防災)をはじめとする国の職員が到着して、OFCの体制が確立した以降は、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況等の把握とともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)の決定が行われた。これにより、各班が同実施方針遂行に当たっての処置事項等を明確にして、現地対策本部長の指示の下、事務局長を中心として各班が有機的に業務を遂行した。

【良好な事項】

【改善すべき事項】

【処置・対策】

1.3 緊急時モニタリング実施訓練

1.3.1 目的

県現地災害対策本部、県対策本部、関係機関等との緊密な連携のもとで緊急時モニタリングセンター及びモニタリング本部を設置し、原子力発電所周辺環境の放射

線及び放射性物資に関するモニタリングデータの迅速な収集及び提供を目的を目的に、モニタリング活動の習熟と検証により組織体制の強化を図る。

施設敷地緊急事態、全面緊急事態を経て、放射性物資の放出・拡散に至る過程で、モニタリング本部及び現地モニタリング拠点を設置し、原子力規制庁及び関係県と連携した緊急時モニタリング体制の実効性を検証するとともに、要員のモニタリング技術の向上を図る。

1. 3. 2 参加機関

原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官事務所、海上保安庁第8管区海上保安部、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、福井県、京都府、滋賀県

1. 3. 3 訓練内容

- (1) 緊急時モニタリングセンター（高浜原子力防災センター）および福井県モニタリング本部（大飯原子力防災センター）の両施設において、各グループの業務手順の確認を行うとともに、各グループおよび外部関係機関との連携を確認する。
- (2) 緊急時モニタリング情報共有システム（ラミセス）、環境放射線監視テレメータシステム、統合防災ネットワークシステム、伝送機能付き電子線量計観測局、可搬型モニタリングポスト、モニタリングカー、移動型放射能測定車、情報統合表示システム等各種システムを活用し、操作の習熟を図る。
- (3) 原子力規制庁（緊急時モニタリングセンター）、関係県との情報伝達・連携行動訓練を実施
- (4) 中丹地域においてモニタリングカーによる緊急時モニタリング等を実施
- (5) 海上保安庁の協力を得て舞鶴市成生沖において海上モニタリングを実施

1. 3. 4 訓練実施成果

【良好な事項】

【改善すべき事項】

【処置・対策】

2 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

2. 1 P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域エリア内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

2. 1. 1 目的

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、福井県高浜町及び京都府舞鶴市の施設敷地緊急事態要避難者について、迅速な情報収集・伝達を行うとともに、避難先の調整、輸送手段の確保等を行い、事態の進展に応じた避難等の訓練を行う。

2. 1. 2 参加機関

(1) 福井県

陸上自衛隊中部方面総監部、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、自衛隊福井地方協力本部、若狭消防組合消防本部、敦賀美方消防組合消防本部、福井県教育委員会、高浜町教育委員会、小浜市教育委員会、若狭町教育委員会、地域医療機能推進機構若狭高浜病院、杉田玄白記念公立小浜病院、福井県立病院、市立敦賀病院、広島大学、福井県透析施設ネットワーク、(福)友愛会、(福)松寿会、(医)明峰会、(福)敬仁会、(福)ふくい福祉事業団、(福)光道園、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、美浜町社会福祉協議会、関西電力㈱、内閣府、福井県、高浜町、小浜市、おおい町、若狭町

(2) 京都府

京都府警察、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町、(医)医誠会、(社福)まいづる福祉会、(社福)長雲福祉会平保育園

2. 1. 3 訓練内容

(福井県)

施設敷地緊急事態発生の通知を受け、施設敷地緊急事態要避難者は、国、地方公共団体、関係機関との調整により、避難手段が定まり次第、指定された避難所に避難を開始する。この際、道路等の被災状況に応じた輸送手段による避難等を行う。また、福井県高浜町の一部の避難行動要支援者は、県境を跨いで兵庫県丹波市丹波の森公苑を經由し兵庫県の避難先まで広域避難を実施する。

(京都府)

施設敷地緊急事態発生の通知を受け、施設敷地緊急事態要避難者(在宅要支援者)に係る手順を確認し、入院患者等の避難措置の円滑な実施を図る。

2. 1. 4 訓練実施成果

(1) 施設敷地緊急事態

関西電力株式会社から高浜発電所において、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報を受けて開催された第1回現地事故対策連絡会議が開催され、施設敷地

緊急事態における防護措置の実施方針を確認した。

同実施方針では、避難の対象となる施設敷地緊急事態要避難者のほか、避難等に際しての基本的な考え方として以下を明示した。

- ・福井県高浜町、内浦、青郷、高浜の各地区については、陸路により美浜町、敦賀市への避難を実施。
- ・施設敷地緊急事態要避難者のうち、要避難者の容体、避難車両、避難先等の避難体制が整うまでは屋内退避を実施し、その後、避難先へ避難を行う。また移動により健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護対策施設に移動し、屋内退避を実施。
- ・高浜地区の一部の避難行動要避難者は、兵庫県丹波市丹波の森公苑を經由し、兵庫県の避難先まで避難を実施。
- ・内浦地区の音海地区では、重篤患者の緊急搬送のため、実動部隊によりヘリでの避難を予定していたが悪天候のため、救急車両で実施。
- ・UPZ住民への屋内退避の準備を要請。

- ・京都府舞鶴市大山地区の在宅の施設敷地緊急事態要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護対策施設に移動し、屋内退避を実施。
- ・UPZ住民への屋内退避の準備を要請。

- ・滋賀県については、一時滞在者への屋内退避の準備を要請。

以上の施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の避難を以下のように実施した。

①学校等の施設敷地緊急事態要避難者

高浜保育園、高浜小学校の児童等は、集合場所である高浜中学校、高浜小学校からバスにより兵庫県丹波市丹波の森公苑への避難を実施した。

②病院の施設敷地緊急事態要避難者

若狭高浜病院の患者は、救急車両、ストレッチャー車両により、市立敦賀病院へ避難を実施した。

③社会福祉施設の施設敷地緊急事態要避難者

高浜病院老健施設の入所者は、ストレッチャー車両、車椅子車両により、敦賀市のリバーサイド気比の杜へ避難を実施した。

④在宅の施設敷地緊急事態要避難者

高浜町音海、内浦、青郷の各地区の在宅の施設敷地緊急事態要避難者は、救急車両、車椅子車両により美浜町保健福祉センターに搬送を行った。また高浜地区の避難により健康リスクが高まる要避難者は、近隣の放射線防護対策施設の若狭高浜病院で屋内退避を実施した。

京都府舞鶴市大山地区の在宅の施設敷地緊急事態要避難者は、ストレッチャー車両により近隣の放射線防護対策施設の大浦会館に搬送を行った。

【良好な事項】

【改善すべき事項】

【処置・対策】

2. 2 P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内住民の避難等実施訓練

2. 2. 1 目的

原子力緊急事態宣言後、福井県高浜町及び京都府舞鶴市は原子力災害対策本部からの避難指示を受け、一般住民の避難を実施するとともに、各機関への情報伝達及び避難住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用等の訓練を行う。

2. 2. 2 参加機関

(福井県)

福井県、高浜町、おおい町、小浜市、若狭町、美浜町、海上保安庁第八管区海上保安本部、同美保航空基地、敦賀海上保安部、小浜海上保安署、陸上自衛隊中部方面総監部、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第1ヘリコプター団、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、自衛隊福井地方協力本部、福井県警察本部、敦賀警察署、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、若狭消防組合高浜消防団、若狭消防組合おおい消防団、若狭消防組合上中消防団、(公社)福井県バス協会、中日本高速道路(株)金沢支社、西日本高速道路(株)関西支社、その他バス事業者、関西電力(株)、(一社)福井県医師会、(一社)福井県薬剤師会、(公社)福井県診療放射線技師会、日本赤十字社福井県支部、福井県立病院、福井赤十字病院、国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院、地域医療機能推進機構若狭高浜病院、公立丹南病院、越前町国民健康保険織田病院、レイクヒルズ美方病院、広島大学、福井県透析施設ネットワーク、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第3特殊武器防護隊、福井県警察本部、敦賀警察署、京都府警察本部、若狭消防組合消防本部、西日本高速道路(株)関西支社、関西電力(株)、日本原子力発電(株)、日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構、

(京都府)

京都府、京都府警察、南丹警察署、綾部警察署、福知山警察署、舞鶴警察署、宮津警察署、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町

2. 2. 3 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、福井県高浜町のP A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域の京都府舞鶴市に対し、指定された避難所への避難等を行う。この際、道

路等の被災状況に応じた輸送手段による避難等を行う。また、福井県高浜町からの一部住民については、県境を跨いで兵庫県丹波市丹波の森公苑を經由し、兵庫県宝塚市までの広域避難を実施する。その過程で、安定ヨウ素剤配布訓練、避難退域時検査及び簡易除染訓練を実施する。

2. 2. 4 訓練実施成果

施設敷地緊急事態要避難者の避難が実施される中、OFCにおいて、第1回原子力災害合同対策協議会において、プラント状況や施設敷地緊急事態要避難者の避難状況を情報共有し、全面緊急事態における防護措置の実施方針を確認した。

同実施方針では、避難及び屋内退避の対象となる住民の他、避難等に際しての基本的考え方として以下を明示した。

【PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域】

- ・福井県高浜町青郷地区、高浜地区の一部の住民は、兵庫県丹波市の丹波の森公苑を經由し、兵庫県宝塚市役所への避難を実施。
- ・その後の余震により、新たに一部の道路が不通となったことから、内浦地区の一部の住民避難を実動部隊によりヘリ、船舶、高機動車での避難を実施。
- ・避難にあたっては安定ヨウ素剤の配布訓練を実施。
- ・京都府舞鶴市では、その後の余震により、成生地区周辺の道路が不通となり、成生地区が孤立したことから、住民避難を船舶により行う予定だったが、悪天候であったため、実動部隊による道路啓開後、代替バスにより実施。
- ・避難にあたっては、安定ヨウ素剤の配布訓練を実施。

【UPZ】

- ・UPZについては、屋内退避を実施。

以上の全面緊急事態における防護措置の実施方針を踏まえ、全面緊急事態の避難を以下のように実施した。

【PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域】

- ・福井県高浜町青郷地区、高浜地区の一部の住民は、兵庫県丹波市の丹波の森公苑を經由し、兵庫県宝塚市役所への避難を実施した。
- ・その後の余震により、新たに一部の道路が不通となったことから、内浦地区の一部の住民避難を実動部隊によりヘリ、船舶、高機動車での避難を実施した。
- ・避難にあたっては安定ヨウ素剤の配布訓練を実施した。
- ・京都府舞鶴市では、その後の余震により、成生地区周辺の道路が不通となり、成生地区が孤立したことから、住民避難を船舶により行う予定だったが、悪天候であったため、実動部隊による道路啓開後、代替バスにより実施した。
- ・また、避難にあたっては、安定ヨウ素剤の配布訓練を実施した。

【UPZ】

- ・UPZについては、屋内退避を実施した。

【良好な事項】

【改善すべき事項】

【処置・対策】

2. 3 U P Z内住民の屋内退避実施訓練

2. 3. 1 目的

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z圏内の住民の屋内退避や各機関の情報伝達等の訓練を行う。

2. 3. 2 参加機関

(福井県)

若狭消防組合消防本部、若狭消防組合高浜消防団、若狭消防組合おおい消防団、若狭消防組合上中消防団、地域医療機能推進機構若狭高浜病院、公立小浜病院組合、(福)友愛会、(福)松寿会、福井県、高浜町、小浜市、おおい町、若狭町

(京都府)

京都府、京都府警察、南丹警察署、綾部警察署、福知山警察署、舞鶴警察署、宮津警察署、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町

2. 3. 3 訓練内容

(福井県)

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z圏内住民の屋内退避や各機関の情報伝達等の訓練を行う。

(京都府)

屋内退避及び避難指示の発表後、住民が屋内退避を開始。

2. 3. 4 訓練実施成果

UPZ圏内の市町を対象として、屋内退避を実施した。

【良好な事項】

【改善すべき事項】

【処置・対策】

2.4 UPZ内一部住民の一時移転実施訓練

2.4.1 目的

OIL2超事態発生を想定し、屋内退避中の住民のUPZ外への一時移転訓練を実施するとともに、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布訓練を行う。この際、避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。

2.4.2 参加機関

(福井県)

海上保安庁第八管区海上保安本部、同美保航空基地、敦賀海上保安部、小浜海上保安署、陸上自衛隊中部方面総監部、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第1ヘリコプター団、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、自衛隊福井地方協力本部、福井県警察本部、敦賀警察署、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、若狭消防組合高浜消防団、若狭消防組合おおい消防団、若狭消防組合上中消防団、(公社)福井県バス協会、中日本高速道路(株)金沢支社、西日本高速道路(株)関西支社、その他バス事業者、関西電力(株)、内閣府、福井県、高浜町、小浜市、おおい町、若狭町

(京都府)

京都府、京都府警察、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町、八幡市、福知山警察署、綾部警察署、宮津警察署、南丹警察署、陸上自衛隊第7普通科連隊、第3特殊武器防護隊、南丹保健所、中丹東保健所、中丹西保健所、丹後保健所、市立福知山市民病院、綾部市立病院、日本赤十字社京都府支部、舞鶴赤十字病院、(公社)京都府放射線技師会、(一社)京都府薬剤師会、(一社)与謝医師会、(医)医誠会、丹後薬剤師会、(社福)まいづる福社会、(社福)長雲福社会平保育園、宮津与謝消防組合、宮津市消防団、関西電力(株)

2.4.3 訓練内容

(1) 福井県

①UPZ圏内一部住民の一時移転

原子力災害対策本部からの一時移転の指示を受け、屋内退避中の住民は、あらかじめ避難計画等により定められた一時集結所等に集合し、そこから手配されたバス等を使用して指定された避難所に向けて一時移転を実施する。

②安定ヨウ素剤配布

また、一時集結所において一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

③避難退域時検査及び簡易除染

避難所に至る経路近傍上（UPZ圏近傍）に設置した避難退域時検査場所及び簡易除染所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ簡易除染を実施する。

④県境を跨ぐ広域避難の実施

福井県高浜町からの一部住民については、県境を跨いで兵庫県丹波市丹波の森公苑を経由し、兵庫県三田市までの広域避難を実施する。

(2) 京都府

①UPZ圏内一部住民の一時移転

対象地区住民が、避難時集結場所等（小学校、公民館等）に集合し、バスで避難退域時検査場所まで避難する。また、警察による避難者の誘導等を実施する。

②要支援者退避訓練

- ・京都府災害時要配慮者避難支援センター運用訓練
京都府災害時要配慮者避難支援センターを設置し、原子力災害時に支援を要する要配慮者の情報収集や避難先の調整する。
- ・医療施設避難訓練
京都府災害時要配慮者避難支援センターと東舞鶴医誠会病院との間で避難に係る情報連絡を行い、入院患者を病院車両で避難退域時検査場所まで搬送する。
- ・福祉施設等避難訓練
まいづる作業所の通所者及び平保育所の園児が保護者に引き渡しができない場合を想定して避難時集結場所（大浦会館）まで誘導する。

③安定ヨウ素剤配布

- ・保管場所から配布場所（避難時集結場所等）までの安定ヨウ素剤の運搬する。
- ・配布場所等に集合した住民に、保健師、薬剤師等から安定ヨウ素剤の服用の目的、効果、服用対象者、服用方法、副作用等について説明する。
- ・保健師等により、服用不適切者等の把握のための簡易問診を実施の上、住民に対し安定ヨウ素剤（代替品）を配布する。

④避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査場所を設置し、避難した車両及び住民への検査・除染を実施する。

2. 4. 4 訓練実施成果

(1) 緊急時モニタリング結果に基づく一時移転等の意思決定

全面緊急事態後の放射性物資の放出を受け、沈着後の緊急時モニタリング結果を踏まえ、第2回原子力災害合同対策協議会において、一時移転（OIL2）における避難の実施方針案を検討し、決定した。その後、原子力災害対策本部長より、一時移転等の指示・公示が発出された。

同実施方針では、一時移転等の対象となる地区のほか、一時移転等に際しての基本的な考え方として以下を明示した。

【福井県関係市町】

- ・福井県関係市町で対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。
- ・一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・高浜町和田地区、おおい町本郷地区、佐分利地区の住民は、京都府綾部市の綾部PA（あやべ球場）にて避難退域時検査を受け、兵庫県丹波市の丹波の森公苑を經由し、三田市消防本部への避難を実施。
- ・小浜市の小浜病院では、重篤患者の緊急搬送のため、実動部隊によりヘリでの避難を実施。
- ・小浜市内の一部道路が通行不能となったことから、船舶により住民避難を実施。

【地域生産物の摂取制限】

- ・対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

【京都府関係市町】

- ・対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。
- ・避難先は京都府内。
- ・一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については屋内退避を行い、容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ一時移転を行う。

【地域生産物の摂取制限】

- ・対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

以上の一時移転（O I L 2）における避難の実施方針を踏まえ、避難を以下のように実施した。

【福井県関係市町】

- ・避難行動要支援者については、小浜市西津小学校、雲浜小学校、小浜小学校、若狭町三宅保育所の児童は、各小学校・保育所に集合し、バス又は自家用車で県若狭合同庁舎、上中庁舎で安定ヨウ素剤の配布を受け、美浜町役場で避難退域時検査を受け、今立体育センター（越前市）、越前体育館（越前町）に避難した。
- ・福祉施設は、おおい町楊梅苑入所者が、車椅子車両及びストレッチャー車両により、ふるさと交流センターで安定ヨウ素剤の配布を受け、美浜町役場で避難退域時検査を受け、萩の苑（敦賀市）に避難した。また、小浜市やすらぎの郷及び若狭町松寿苑入所者が車椅子車両及びストレッチャー車両により、県若狭合同庁舎又は上中庁舎で安定ヨウ素剤の配布を受け、美浜町役場で避難退域時検査を受け、若越みどりの村（越前市）又は第3光が丘ハウス（越前町）に避難した。
- ・病院は、小浜市小浜病院の入院患者が、救急車両及びストレッチャー車両により県若狭合同庁舎で安定ヨウ素剤の配布を受け、美浜町役場又は福井県立病院で避難退域時検査を受け、同病院に搬送した。
- ・対象となる地域の一般住民は、バス、自家用車、船舶により、保健福祉センター、ふるさと交流センター、里山文化交流センター、若狭合同庁舎、上中庁舎、小浜港で安定ヨウ素剤の配布を受け、綾部PA（あやべ球場）（京都府綾部市）、美浜町役場、敦賀港（敦

賀市)で避難退域時検査を受け、県を跨ぐ広域避難先として、三田市消防本部(兵庫県三田市)、東浦小中学校(敦賀市)、今立体育センター(越前市)、越前体育館(越前町)、吉川小学校(鯖江市)に避難した。

【京都府関係市町】

- ・避難行動要支援者については、病院は、舞鶴市東舞鶴医誠会病院入院患者が病院車両により、同病院で安定ヨウ素剤の配布を受け、丹波自然運動公園で避難退域時検査を受け、避難した。
- ・社会福祉施設と保育所では、舞鶴市まいづる作業所の入所者と、舞鶴市平保育所の児童が大浦小学校で安定ヨウ素剤の配布を受けた。
- ・対象となる地域の一般住民は、バスにより、大浦小学校、上林いきいきセンター、旧上宮津小学校、有路下体育館、京丹波町和知支所で安定ヨウ素剤の配布を受け、京丹波自然運動公園(京丹波町)で避難退域時検査を受け、八幡市民体育館へ避難した。

【良好な事項】

【改善すべき事項】

【処置・対策】

高浜訓練報告書等作業スケジュール案

8月27日 高浜合同訓練実施

10月6日 第9回高浜分科会

議題案：①訓練報告書の作成について

②報告書取り纏めスケジュールについて

—第9回以降、報告書の取り纏めに向け適宜開催—

□月頃 第○回高浜分科会

議題案：訓練報告書案について確認

※報告書案を確認後、□月頃までを目途に公開

<訓練結果を受けた緊急時対応の改善>

□月頃 第○回高浜分科会

議題案：訓練結果を踏まえた改善項目案について

—以降、適宜開催—

□月頃 第○回高浜分科会

議題案：高浜地域の緊急時対応改定案について確認

- ・府県担当者ベースでの了解後速やかに、福井エリア地域原子力防災協議会にて確認を行う。
- ・福井エリア地域原子力防災協議会の開催時期については、訓練報告書における改善項目の抽出後、速やかに設定。